

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和元年 6月26日

大分県知事 殿

提出者 福岡県福岡市博多区博多駅前3-2-1
住 所 大林道路株式会社 九州支店
氏 名 常務執行役員支店長 右近 信介
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 092-432-0884

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大林道路株式会社 大分営業所
事業場の所在地	大分市大字片島字米良山1980番15
計画期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	[大分管内 元請完成工事高 391, 896千円]
③ 従業員数	10人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none">・がれき類（コン殻、アス殻） 自社運搬または収集運搬業者と委託契約し、自社等の中間処理施設へ運搬し、再利用・廃プラスチック類・金属くず・木くず・建設混合廃棄物 中間処理業者に委託して分別・破碎後、再生利用できるものは再資源化

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（30年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類／廃プラ	金属くず／木くず／建設混合
	排 出 量	6,622.35t／44.99t	1.695t／11.455t／61t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	<ul style="list-style-type: none"> 施工計画段階において廃棄物の発生抑制を考慮し、削減 がれき類は再生処理業者に委託し、再生骨材として再資源化 		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類／廃プラ	金属くず／木くず
	排 出 量	10,000t／3.0t	1.5t／5.0t
③ 指標	(今後実施する予定の取組)		
	<ul style="list-style-type: none"> 現状維持 		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> がれき類（アス殻・コン殻）は、中間処理施設で処理し、再利用した。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> 上記以外についても分別の徹底を図り、再利用できるものは再資源化を実施する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（30年度）実績】			
① 現状	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
【目標】			
② 計画	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（30年度）実績】			
① 現状	産業廃棄物の種類	がれき類	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	t
① 現状	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	6,549.93 t	t
(これまでに実施した取組)			
・がれき類（アス殻・コン殻）を自社中間処理施設へ受入れ、 破碎処理を行い、再利用した。			
【目標】			
② 計画	産業廃棄物の種類	がれき類	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	t
② 計画	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	10,000.00 t	t
(今後実施する予定の取組)			
・現状維持			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（30年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラ／木くず	金属くず／建設混合
	全処理委託量	44.99t／11.455t	1.695t／61t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	44.99t／11.455t	1.695t／61t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・委託先業者の許可内容を確認した上で委託契約書の締結。		

		【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類	廃プラ／木くず	金属くず	
	全処理委託量	3.00t／5.00t	1.50t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	
	再生利用業者への 処理委託量	3.00t／5.00t	1.50t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じ、優良認定処理業者・再生利用業者に委託する。 				
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

◎管理体制(廃棄物処理に関する管理組織等)

	建設副産物責任者 建設副産物担当	所属:九州支店 職 支店長 組織名:安全・品質環境部 組織人数:4名
役	地方安全衛生 委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○建設副産物に関する方針などを検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ▪ 委員長 支店長 ▪ 委 員 関連部署部課長、営業所長、混合所長 ▪ 事務局 安全・品質環境部
	環境管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○建設副産物に関する支店方針の策定 ○建設副産物に関する各種事項の決定、承認
	建設副産物管理 責任者(安全・品質環境部長) ▪ 安全・品質環境部	<ul style="list-style-type: none"> ○支店方針を周知する ○支店管理組織を整備し、各部・課の指導を行う ○処理業者の調査及び優良業者リストの作成、要綱・手順書を遵守させる。また、実施状況把握と不適正な場合は指導を行う
割	▪ 工事部	<ul style="list-style-type: none"> ○職員・協力会社の教育・指導・支援・育成を行う ○多量排出事業者としての処理計画書、実施状況報告書を作成し、自治体へ提出する ○年間処理量の把握及び本店への実績報告をする ○産業廃棄物処理の委託契約の締結及び記録の保管を行う
	▪ 合材部	<ul style="list-style-type: none"> ○混合所の支援、指導及び中間処理実績・廃棄物保管量・産業廃棄物排出量を把握し、本店への報告を行う
	建設副産物管理者(所長) ▪ 営業所	<ul style="list-style-type: none"> ○建設副産物対策の事務所方針を決定し周知する ○処理計画を策定する ○再生資源利用[促進]計画書及び廃棄物処理計画書を作成する ○処理業者を選択し委託契約書を作成する ○関係各部署との事前協議等の手続きを行う ○マニフェストの交付及び管理を行う。 ○協力会社を監督・指導し、処理状況を確認する。 ○処理実績の記録、委託契約書・マニフェストを工事部に提出する
	建設副産物管理者(所長) ▪ 混合所	<ul style="list-style-type: none"> ○適正処理のための工場方針を決定し周知する ○委託契約を締結する ○マニフェストの受領及び返送の管理を行う ○帳簿を作成し5年間保存する ○保管場所に掲示板を掲げる ○技術管理者を任命し、維持管理計画に従い、施設の維持管理を行う ○廃棄物の再委託又は排出事業者として委託する場合は、委託契約を締結して適正に処理を行う ○中間処理実績、廃棄物保管量及び産業廃棄物排出量を合材課に報告する

廃棄物管理組織

